

# 北杜市電気自動車等購入費補助金のご案内

## (令和6年度版)

市では二酸化炭素の排出削減による地球環境の保全を目的として、電気自動車及び電動原動機付自転車の導入促進を図るため、電気自動車等の新車購入費用に対して、予算の範囲で助成を行います。

### ○補助制度の対象車両・補助額・車両登録要件

#### ■補助対象車両の種別・補助金額

県内に事業所又は代理店を有する者から購入し、令和6年4月1日以降、新規に登録または申告された以下の車両

対象車種	補助額	車両の要件
電気自動車 (普通自動車および軽自動車)	20万円	自動車のうち、搭載した電池によって駆動する電動機のみを動力源とし、自動車検査証の燃料の種類が「電気」である新車。
電動原動機付自転車	2万円	定格出力が0.60キロワット以下の第一種原動機付自転車のうち、搭載した電池によって駆動する電動機のみを動力源にする新車。ただし、特定小型原動機付自転車、特例特定小型原動機付自転車及びキックボードを除く。

#### ■補助対象者

以下に記載された条件をすべて満たしていること

- (1) 本市が備える住民基本台帳に記録されている者
- (2) 電気自動車等の購入契約を締結した者
- (3) 市税、市債務その他の徴収金を滞納していない者
- (4) 補助対象者の世帯内に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。
- (5) 申請者および申請者の同一世帯員が過去に本補助金の交付を受けていないこと。

**■車両登録および申告内容における要件**

対象車種	車両登録および申告上の要件
電気自動車	(1) 新規登録を受けた新品かつ未使用の車両であること。なお、登録済み未使用車は補助対象としない。 (2) 本市が備える住民基本台帳に記録されている者又は補助対象者と割賦契約を締結した法人が所有者として新規登録された車両であること。 (3) 本市が備える住民基本台帳に記録されている者が、使用者として新規登録された車両であること。 (4) 市内を使用の本拠として新規登録されている車両であること。 (5) 自家用として登録されている車両であること。 (6) 型式指定を受けた自動車であって、特別な改造を施した車両でないこと。(持ち込み登録の福祉自動車等は事前に御相談ください。) (7) 市内における転居、相続及び割賦以外の事由によって移転登録を申請した車両でないこと。
電動原動機付自転車	(1) 北杜市税条例による申告又は報告を行った、新品かつ未使用の車両であること。 (2) 北杜市民が、所有者及び使用者として申告している車両であること。 (3) 市内における転居及び相続以外の事由によって標識交付証明書の内容を変更した車両でないこと。

**■補助交付の申請 ※チェックリストをご活用ください。**

電気自動車にあつては新規登録日、電動原動機付自転車にあつては標識交付証明書の交付日から1年以内に、北杜市電気自動車等購入費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、提出してください。

- (1) 住民票(申請の日から起算して3箇月前までに発行されたものに限る。また、申請者、所有者及び使用者が異なる場合にあっては、それぞれの住民票とする。ただし、法人を除く。)
- (2) 本市の納税証明書(様式第2号。申請の日から起算して3箇月前までに発行されたものに限る。)
- (3) 車両登録に関する証明書(電気自動車にあつては、登録事項等証明書(現在登録証明書)又は検査記録事項証明書(現在記録ファイル)、電動原動機付自転車にあつては、標識交付証明書の写し。ただし、電気自動車に係る証明書は申請の日から起算して3箇月前までに発行されたものに限る。)
- (4) 車両の主要諸元表(製品カタログ等)
- (5) 車両の購入費に係る契約書の写し
- (6) 自動車番号登録標、車両番号標又は課税標識及び車両全体を示すカラー写真
- (7) 割賦販売契約書等の写し(割賦契約を締結した法人が所有する場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

※申請者以外(家族、事業者等)が窓口への提出をする場合は、申請手続代行者選任届(様式第5号)の提出が必要です。

### ■調査への協力

補助金の交付者には、車両の保有や使用の状況等について調査に協力していただきます。

### ■財産処分の制限

下記の法定耐用年数期間内に車両の譲渡や処分する場合は、財産処分承認申請書(様式第7号)により、あらかじめ市長の承認を得る必要があります。また、補助対象車両を法定耐用年数の期間内に処分する場合は、使用しない期間に応じて補助金を返還していただきます。

対象車両		耐用年数
電気自動車	普通自動車(一般的な乗用車)	6年
	普通自動車(ダンプを除く一般的な貨物自動車)	5年
	軽自動車	4年
電動原動機付自転車		3年

### ■申請書の提出先

環境課(本庁舎)窓口へご提出ください。

北杜市 市民環境部 環境課 ゼロカーボン推進担当  
TEL 0551-42-1341 FAX 0551-42-1123



北杜市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

北杜市電気自動車等購入費補助金交付申請書

北杜市電気自動車等購入費補助金の交付を受けたいので、北杜市電気自動車等購入費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

所有者	ふりがな		生年月日
	氏名又は名称		年 月 日
	住所及び連絡先	電話番号	
使用者	<input type="checkbox"/> 所有者と同じ		
	ふりがな		生年月日
	氏名		年 月 日
	住所及び連絡先	電話番号	
対象車両	種別	<input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> 電気原動機付自転車	
	車名		
	自動車登録番号		
	車体番号		
	初年度登録日	令和 年 月 日	
補助金交付申請額			円
※補助金交付決定額			円

※印の欄は記入しないでください。

## 同意事項

<p>申請者</p>	<p>私は、次の事項について、北杜市電気自動車等購入費補助金の交付に関する事務の範囲内で、担当課の職員が調査することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>住民基本台帳の記録内容を所管課に照会すること。</p> <p><input type="checkbox"/>市税、市債務その他の徴収金を所管課に照会すること。</p> <p><input type="checkbox"/>車両標識の記録内容を所管課に照会すること。</p> <p>署名（申請者自署）</p>
<p>申請者以外が所有者となる場合 （法人の場合は不要）</p>	<p>私は、次の事項について、北杜市電気自動車等購入費補助金の交付に関する事務の範囲内で、担当課の職員が調査することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>住民基本台帳の記録内容を所管課に照会すること。</p> <p><input type="checkbox"/>市税、市債務その他の徴収金を所管課に照会すること。</p> <p><input type="checkbox"/>車両標識の記録内容を所管課に照会すること。</p> <p>署名（所有者自署）</p>
<p>申請者以外が使用者となる場合</p>	<p>私は、次の事項について、北杜市電気自動車等購入費補助金の交付に関する事務の範囲内で、担当課の職員が調査することに同意します。</p> <p><input type="checkbox"/>住民基本台帳の記録内容を所管課に照会すること。</p> <p><input type="checkbox"/>市税、市債務その他の徴収金を所管課に照会すること。</p> <p><input type="checkbox"/>車両標識の記録内容を所管課に照会すること。</p> <p>署名（使用者自署）</p>

## 添付書類

- 1 住民票（申請の日から起算して3箇月前までに発行されたものに限る。また、申請者、所有者及び使用者が異なる場合にあつては、それぞれの住民票とする。ただし、法人を除く。）
- 2 本市の納税証明書（様式第2号。申請の日から起算して3箇月前までに発行されたものに限る。）
- 3 車両登録に関する証明書（電気自動車にあつては、登録事項等証明書（現在登録証明書）又は検査記録事項証明書（現在記録ファイル）、電動原動機付自転車にあつては、標識交付証明書の写し。ただし、電気自動車に係る証明書は申請の日から起算して3箇月前までに発行されたものに限る。）
- 4 車両の主要諸元表
- 5 車両の購入費に係る契約書の写し
- 6 自動車番号登録標、車両番号標又は課税標識及び車両全体を示すカラー写真
- 7 割賦販売契約書等の写し（割賦契約を締結している場合に限る。）
- 8 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

市税納税証明書

住 所

氏 名

市税、延滞金及び督促手数料について未納がありません。

税証第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

北杜市長





## ○補助金申請チェックリスト

### 補助金の額

対象車種	補助額	車両の要件
電気自動車 (普通自動車および軽自動車)	一律 20万円	自動車のうち搭載した電池によって駆動する電動機のみを動力源とし、自動車検査証の燃料の種類が「電気」である新車。また、福祉自動車以外は類別型式があること。
電動原動機付自転車 (第1種)	一律 2万円	定格出力が0.60キロワット以下の第一種原動機付自転車のうち、搭載した電池によって駆動する電動機のみを動力源にする新車。ただし、特定小型原動機付自転車、特例特定小型原動機付自転車及びキックボードを除く。

### 補助要件の確認

↓チェック欄(要件に合致するかご確認ください)

- 電気自動車または電動原動機付自転車の新車を購入し、新規登録日が令和6年4月1日以降である。
- 申請者が北杜市民である。
- 申請者の名義で、県内に事業所または代理店を有する者から購入している。
- 車両登録上の所有者は、北杜市民または割賦契約を結んでいる法人である。
- 車両登録上の使用者が北杜市民である。
- 車両登録上の使用の本拠が北杜市内である。

### 申請に必要な書類

#### < 必須書類 >

↓チェック欄(書類がそろっているかご確認ください)

- 北杜市電気自動車等購入費補助金交付申請書(様式第1号)
- (1) 住民票(申請の日から起算して3箇月前までに発行されたものに限る。また、申請者、所有者及び使用者が異なる場合は、それぞれの住民票とする。ただし、法人を除く。)
- (2) 納税証明書(様式第2号。申請の日から起算して3箇月前までに発行されたものに限る。)
- (3) 車両登録に関する証明書(申請の日から起算して3箇月前までに発行されたものに限る。)  
  - ・普通自動車 登録事項等証明書(現在登録証明書)原本
  - ・軽自動車 検査記録事項証明書(現在記録ファイル)原本
  - ・原動機付自転車 標識交付証明書の写し
- (4) 車両の主要諸元表(製品カタログ等)
- (5) 車両の購入費に係る契約書の写し
- (6) 自動車番号登録標、車両番号標又は課税標識及び車両全体を示すカラー写真  
 ※ナンバープレートと車両全体が1枚に収まった写真。印刷をした写真でナンバープレートの印字が判別できない場合は、ナンバープレートの写真を追加してください。

(例)



#### < その他の書類 >

車両登録上の所有者が、ローン会社または車両販売会社である場合に提出が必要です。

- (7) 割賦契約書の写し ※割賦契約があっても車両登録上の所有者が申請者と同一であれば不要です。
- 申請者本人以外が窓口申請を行う場合に提出が必要です。
- (8) 申請手続代行者選任届(様式第5号)



様式第5号（第9条関係）

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

（住所、氏名は本人が自筆で署名してください。）

補助金交付申請手続代行者選任届

私は、次の者を代行者として選任しましたので、北杜市電気自動車等購入費補助金交付要綱第9条第2項の規定により提出します。

なお、代行者が行う手続について、一切の不服申立ては行いません。

代行者（窓口に来る人）	
住 所	〒 ー
ふりがな	
氏 名	-----
電 話 番 号	ー ー
申請者との関係	<input type="checkbox"/> 車両販売等を行う事業者 <input type="checkbox"/> 行政書士 <input type="checkbox"/> 親族（続柄：      ） <input type="checkbox"/> その他（      ）

※ 車両販売等を行う事業者が代行者となる場合は、名刺等の添付をお願いします。

